

業承継補助金

～ あなたの想いをサポートします ～

誰かの真似をしなくてもいい
あなたにしかできないことがある
あなただけにしか見えないものがある

受け継がれてきた有形無形の資産を活かして
新たな武器を手に入れて
あなたの想いがカタチになる

荒川区は、そんなあなたを応援します

あなたらしい事業承継してみませんか

1 補助事業概要

区内中小企業者が事業承継を契機として、競争力強化や生産性向上のために行う設備投資又は事業の引継ぎ等に伴う既存事業の廃業を行う際に要する経費を補助することにより、実践的かつ円滑な事業承継の推進を図るものです。

2 補助対象者

以下の要件に該当する方（抜粋）

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者で区内に本社等を有し、5年以上区内で操業している方
- ・ 法人住民税や個人住民税を滞納していない方
- ・ 補助金申請時点で区の訪問相談を受けていること
- ・ 大企業や反社会的勢力等が経営に関与していないこと 等

3 補助メニュー

補助名	対象経費（※3）	補助率等		
		補助率	限度額	
事業継続化型 （※1）	競争力強化等のための設備投資等経費	1 / 2	製造業等	200万円
			その他の業種	100万円
事業引継型 （※2）	廃業登記の際の専門家への謝金等		50万円	

※1 事業承継前後3年以内の方が対象です。

※2 単なる廃業の場合は対象外です。

※3 消費税、振込手数料、郵送料等間接経費は対象外です。

4 申請手続等

区の専門家による訪問相談を受け、効果的な設備投資等を行うための事業承継計画を策定いただくことが補助金申請の前提条件です。

〔申請書類〕

- ①補助金交付申請書（区様式）
- ②誓約書（区様式）
- ③事業承継計画書（区様式）
- ④5年以上の区内操業歴が確認できる書類
- ⑤従業員数や資本額が確認できる書類
- ⑥直近の事業年度分法人住民税等の納税が確認できる書類等

※申請可能な期間は訪問相談を受けた年度内です。

※④、⑤、⑥はコピーも可。

5 その他

補助金交付を受けるには、次の条件（一部抜粋）の遵守が求められます。

- ・ 補助事業完了後、区内にて引き続き操業すること。
- ・ 補助事業完了後5年間において、区の訪問相談を受け入れ、事業承継に係る進捗の確認及びフォローアップを受けること。

【お問合せ先】 荒川区 産業経済部 経営支援課 経営支援係

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3

電話：03-3802-3111 内線 459

メール：keieishien@city.arakawa.lg.jp

※受付時間：土日祝日を除く平日の9時～17時（12時～13時は除く）